

改正消費税法に関するご案内

(2019年6月現在)

2019年10月1日からの改正消費税法*の施行により、「ファイナンス・リース」取引における消費税率は以下の通りとなりますので、ご案内申し上げます。

*「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」を意味します

「ファイナンス・リース」取引における消費税率

	リース開始日（検収日）	「月額リース料」に対する消費税率
①新たにリース契約を締結する場合	2019年9月30日以前	8%
	2019年10月1日以後	10%
	再リース開始日	「再リース料」に対する消費税率
②既契約を再リースする場合	2019年9月30日以前	8%
	2019年10月1日以後	10%
	既契約のリース開始日（検収日）	「解約規定損害金」に対する消費税率
③既契約を解約する場合	2014年3月31日以前	5%
	2014年4月1日～2019年9月30日	8%
	2019年10月1日以後	10%

1. 日立キャピタルNBLにて取扱しているリース契約は、全て「ファイナンス・リース」です。
2. 記載の消費税率は、2019年10月1日改正（消費税率8% ⇒ 10%）時に適用される消費税率です。次回以降の税率変更の際は別途となります。
3. 「割賦販売」契約において、新たに契約を締結する場合は「割賦販売契約日」により消費税率が変わります。ファイナンス・リース取引の場合の『①新たにリース契約を締結する場合』と同様となります。